

警察電話要則

(平成14年12月11日
警察庁訓令第13号)

(沿革) 平成16年4月1日警察庁訓令第7号改正

警察電話要則を次のように定める。

警察電話要則

目次

第1章 総則（第1条 - 第4条）

第2章 交換室（第5条 - 第7条）

第3章 通信統制等（第8条・第9条）

第4章 雑則（第10条 - 第12条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用）

第2条 警察電話による通信は、警察職員が警察の責務を遂行するため必要な事項をその内容としたものでなければならない。

2 警察職員は、警察電話をその通信の正常かつ能率的な運営を妨げるような態様で使用してはならない。

（部外使用）

第3条 警察庁長官は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であって警察電話を適正に使用できると認めるものに対し、警察電話を使用させることができる。

(1) 国又は地方公共団体の職員であって、警察と緊密な連絡を要する職にある者

(2) 電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人の職員であって、警察の責務の遂行に当たって緊密な連絡を要する職にある者

(3) 前2号に掲げる者のほか、警察の責務の遂行に当たって警察と緊急又は緊密な連絡を要する者

2 前項に定めるもののほか、警察電話の部外使用に関し必要な事項は、警察庁情報通信局長（以下「情報通信局長」という。）が定める。

（秘密の保持）

第4条 警察電話の運営に従事する者及び従事した者は、法令の定めるところにより、通信の秘密を保持しなければならない。

第2章 交換室

（交換室の設置）

第5条 警察庁本庁、各附属機関、各管区警察局、都道府県警察の本部及び方面本部に、交換室を置く。

2 前項に規定するもののほか、情報通信局長は、警察の責務を遂行するために必要と認める箇所に交換室を設置することができる。

（交換室の事務）

第6条 交換室は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 警察電話と警察電話以外の電話との間で行う通信の接続
- (2) 第8条に規定する通信統制により発信の規制を受けている警察電話から他の警察電話への通信の接続
- (3) 第9条第1項に規定する非常措置が講じられた場合における必要な措置の実施
- (4) 警察電話番号その他警察電話の使用についての案内

（交換室の所管及び運用）

第7条 交換室は、警察庁、管区警察局、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部又は方面情報通信部の所管とする。ただし、その運用は、当該交換室が置かれた機関において行うものとする。

[改正・・・平成16年訓令第7号]

第3章 通信統制等

（通信統制）

第8条 情報通信局長は、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を保つため、通信統制を行うものとする。

（非常措置）

第9条 情報通信局長は、天災、事変その他非常の事態が発生し若しくは発生す

るおそれがある場合又は通信施設に重大な障害が生じ若しくは生じるおそれがある場合には、重要な通信の疎通を確保するため、臨時に、警察電話による通信を制限し、又は拡張する等必要な措置（以下「非常措置」という。）を講じるものとする。

- 2 管区警察局長、東京都警察情報通信部長、北海道警察情報通信部長、府県情報通信部長及び方面情報通信部長は、非常措置を講じる必要がある事態が生じていると認めるときは、速やかにその状況を情報通信局長に報告しなければならない。

[改正・・・平成16年訓令第7号]

- 3 前項に定めるもののほか、情報通信局長は、あらかじめ、第1項の規定により講じる非常措置の内容、実施手続その他必要な事項を定めておくものとする。

第4章 雑則

（番号簿の整備）

- 第10条 情報通信局長、管区警察局長、東京都警察情報通信部長、北海道警察情報通信部長、府県情報通信部長、多摩通信支部長及び方面情報通信部長は、その維持管理する交換機に收容されている電話機ごとの電話番号を定め、その原簿を整備しておかなければならない。

[改正・・・平成16年訓令第7号]

（監査）

- 第11条 情報通信局長、管区警察局長、東京都警察情報通信部長及び北海道警察情報通信部長は、警察電話の運営に関し、監査を行うことができる。

[改正・・・平成16年訓令第7号]

（細則等への委任）

- 第12条 この訓令の実施に関し必要な事項は、情報通信局長が定める。

- 2 管区警察局長、警視總監及び道府県警察本部長は、この訓令及びこの訓令に基づく細則に定めるもののほか、警察電話の運営に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、別に定める都道府県警察の本部の交換室については、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 警察無線通話要則（昭和40年警察庁訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第13条中「警察電話要則（昭和42年警察庁訓令第4号）第2条第2号」を「警察電話要則（平成14年警察庁訓令第13号）第5条」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。